

## 一般社団法人日本医学教育学会 特別会員、名誉会員及び名誉会長推薦に関する規則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の特別会員、名誉会員及び名誉会長は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって推薦する。

(特別会員)

第2条 理事長は、理事会の議決を経て、個人会員の中から特別会員を推薦することができる。

2 特別会員に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている者でなければならない。ただし推戴時に理事、監事、幹事の任にあるものを除く。

- (1) 年齢が満65歳以上であること
- (2) 通算10年以上会員であること
- (3) 本会の委員会委員であったこと又は大会副会長であったこと
- (4) 理事長が特に推薦した者

3 理事長が、特別会員を推薦する場合は、本人にその旨承諾を受けなければならない。

(名誉会員)

第3条 理事長は、理事会の議決を経て、個人会員の中から名誉会員を推薦することができる。

2 名誉会員に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている者でなければならない。ただし推戴時に理事、監事、幹事の任にあるものを除く。

- (1) 年齢が満65歳以上であること
- (2) 通算10年以上会員であること
- (3) 本会の運営委員会委員又理事であったこと
- (4) 理事長が特に推薦した者

3 理事長が、名誉会員を推薦する場合は、本人にその旨承諾を受けなければならない。

(規則の変更)

第4条 この規則の変更は、理事会の議決によって行う。

2026年5月26日理事会承認